

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社グループでは、株主、顧客、従業員等のステークホルダーからの信頼と共感を得られるCSRを重視した経営を企業活動の基本であると認識し、中長期的な質的成長の持続を目指し経営基盤の継続的強化、経営の健全性、透明性確保に取り組んでおり、中期経営計画の達成と併せて、コーポレート・ガバナンスの継続的強化及び内部統制の体制整備・強化を重要課題として掲げ、その実践に努めてまいります。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

#### 【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三菱商事株式会社	86,931,220	33.39
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	11,892,000	4.56
株式会社三菱東京UFJ銀行	9,033,925	3.47
三菱UFJ信託銀行株式会社	8,032,500	3.08
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	6,452,000	2.47
ザ チェース マンハッタン バンク 385036	5,431,000	2.08
ザ バンク オブ ニューヨークトリートイー ジャスデツク アカウント	5,002,307	1.92
ステート ストリート バンク アンドトラスト カンパニー	4,970,190	1.90
ステート ストリート バンク アンドトラスト カンパニー 505202	4,270,000	1.64
JPモルガン証券株式会社	3,823,250	1.46

支配株主(親会社を除く)の有無	—
-----------------	---

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社は平成20年3月31日開催の取締役会において、三菱商事株式会社と資本業務提携に関する契約を締結することを決議し、同日付で資本業務提携契約を締結いたしました。

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任していない

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	4名

#### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、監査役を4名(うち常勤監査役は3名)置いており、うち3名は社外監査役であり、監査役が取締役の職務執行全般に関する監査を行っています。社外監査役のうち、2名は独立役員であり、1名は財務・会計に関する相当程度の知見を有する監査役です。また、監査役監査を支えるために監査役室を設け専任職員を置いております。

監査役は、監査役会(月例開催)を構成するとともに、取締役会・経営会議・執行役員会等の重要会議に出席し、取締役の職務執行について不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実がないか、経営判断が善管注意義務に反していないか等の監査の視点から必要に応じ意見を表明しております。

更に、監査役監査の実効性を確保するため、監査役と業務監査室との間で、定期的な対話を行い、相互の連携を図っております。

また、監査役と会計監査人の連携は綿密に行われており、監査役会あての会計監査人定例報告会として、年間監査計画報告会、決算監査報告会などを開催しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
井田 浩史	他の会社の出身者									○
伊東 正則	他の会社の出身者		○							
今出川 幸寛	弁護士									○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

#### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
井田 浩史	○	独立役員であります。	三菱UFJ信託銀行(株)の元執行役員としての経験に基づき、中立かつ客観的視点からの監査により、当社経営の健全性確保に貢献いただくため。 〈独立役員指定理由〉 一般株主と利益相反のおそれがあるとされる事項への該当もなく、一般株主と利益相反のおそれがない社外監査役と認められるため。
伊東 正則		三菱商事株式会社に在籍(昭和48年4月～平成20年6月、宇宙通信(株)への出向期間を含む)しておりました。	宇宙通信(株)の元取締役・元CFOとしての経験(財務・会計に関する相当程度の知見を有することを含む)に基づき、中立かつ客観的視点からの監査により、当社経営の健全性確保に貢献いただくため。
今出川 幸寛	○	独立役員であります。	弁護士であり企業の法務に関する専門家として、中立かつ客観的視点からの監査により、当社経営の健全性確保に貢献いただくため。 〈独立役員指定理由〉 一般株主と利益相反のおそれがあるとされる事項への該当もなく、一般株主と利益相反のおそれがない社外監査役と認められるため。

### 【独立役員関係】

独立役員の数	2名
その他独立役員に関する事項	

### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、その他
該当項目に関する補足説明	

- 平成18年6月開催の株主総会において、取締役について、経営方針に従い会社業績の一層の向上へのインセンティブを高めるため、年額2億円を上限とし連結当期純利益の額の1%以内で運用する業績連動報酬制度を導入しました。
- 平成21年6月開催の株主総会において、会社業績の長期的向上へのインセンティブを高めるため、実質的に長期的な株価上昇に連動する報酬として、取締役に対して年額9千万円を上限とした自社株式取得目的報酬制度を導入しました。

ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明	

平成16年度から、取締役報酬を報酬の区分ごとに事業報告(営業報告書)で開示し、その事業報告をホームページで公開しています。なお、現在、当社は社外取締役を置いておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 <span style="background-color: orange;">更新</span>	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

当社の役員報酬制度は、業績との連動強化、株主の皆様との価値共有、業績向上に対する意欲や士気向上を図ることを狙いとし、平成18年6月22日開催の第78回定時株主総会決議(取締役の業績連動報酬導入)及び平成21年6月23日開催の第81回定時株主総会決議により、以下のとおりご承認をいただいております。

- 基本報酬(職責に対応)： 「取締役報酬」は年額3億円以内。
- 業績連動報酬(毎期の成果に対応)： 連結ベースの当期純利益や配当金の水準、経営目標の達成度などの定性的な要素を考慮し、2億円以内かつ連結当期純利益の額の1%以内で運用。
- 自社株式取得目的報酬(長期的な業績向上に連動)： 年額9千万円以内で、取締役(社外取締役を除く)は、役員持株会を通じて自社株式を取得し、

取得株式は退任時まで継続保有する。

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

監査活動の充実を図るため監査役の職務遂行を補助する専任職員(1名)を置くこととし、その組織として平成18年7月に「監査役室」を設置しました。監査役室では、社外監査役への毎月の役員会資料の事前送付をはじめとした各種の情報伝達を含め、監査役をサポートする各種職務を担います。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、取締役会、監査役/監査役会、会計監査人に加え、内部監査制度を整備したコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。なお、業務執行機能を担う執行役員制度を採用し、経営監督機能を担う取締役と機能分離を図っています。執行役員は、取締役も出席する執行役員会(月例開催)において、定期的に業務執行状況を報告しております。

取締役会(月例開催)は代表取締役4名を含む全取締役9名で構成され、執行役員の業務執行を監督するとともに、当社重要事項の決定を合理的かつ効率的に行えるようにしております。また、変化の早い社会・経済状況に的確に対応し、業務執行に関する意思決定を迅速に行うため、その権限の一部を経営会議に委譲しています。

経営会議は、代表取締役4名全員で構成され、業務執行に関し委譲された意思決定を行う他、取締役会に付議する事項の事前審議機関という機能も併せ持っております。なお、経営会議は、毎週開催を原則としております。

当社は、監査役を4名(うち常勤監査役は3名)置いており、うち3名は社外監査役であり、監査役が取締役の職務執行全般に関する監査を行っています。社外監査役のうち、2名は独立役員であり、1名は財務・会計に関する相当程度の知見を有する監査役です。また、監査役監査を支えるために監査役室を設け専任職員を置いております。

監査役は、監査役会(月例開催)を構成するとともに、取締役会・経営会議・執行役員会等の重要会議に出席し、取締役の職務執行について不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実がないか、経営判断が善管注意義務に反していないか等の監査の視点から必要に応じ意見を表明しております。

更に、監査役監査の実効性を確保するため、監査役と業務監査室との間で、定期的な対話を行い、相互の連携を図っております。

また、監査役と会計監査人の連携は綿密に行われており、監査役会あての会計監査人定例報告会として、年間監査計画報告会、決算監査報告会などを開催しております。

なお、当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しており、監査業務を執行する社員は以下のとおりです。  
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 青木良夫  
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 山澄直史  
(注)公認会計士 青木良夫氏は6年間、公認会計士 山澄直史氏は3年間、当社の会計監査業務を執行しております。  
期末決算時の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士9名、その他4名の計13名で構成されています。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、執行役員の業務執行を監督するとともに当社重要事項の決定を行う取締役会に対し、監査役4名中3名を社外監査役とすることで、経営の監視機能を強化しております。また、監査役の職務遂行を補助する専任職員を置くとともに、監査役と会計監査人との間及び監査役と業務監査室との間で相互の連携を図る体制を整備することで、監査の実効性を確保する体制を整備しております。コーポレート・ガバナンスにおいて、社外監査役3名による監査が実施されることにより、客観的、中立的立場に立った経営監視機能が十分に機能する体制が整っているため、現在の体制としております。

### Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	6月23日に開催(直近実績)
電磁的方法による議決権の行使	平成19年6月より実施
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	(株)ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用
招集通知(要約)の英文での提供	当社ホームページにて公開

#### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、取引所での決算開示後、同日中にアナリスト説明会を開催しています。また、現在、第1及び第3四半期決算時には電話会議などによる説明会を実施しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家向け説明を年1回以上、個別訪問により開催しています。加えて、1)証券会社主催による説明会(カンファレンス)への参加(年3~4回程度)、2)四半期毎の個別面談・電話会議などの方法による説明の実施など、国内投資家向けと差のない公平開示に努めています。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページには社長メッセージとして経営施策を掲載しています。他にも、決算短信、決算発表の補足説明資料(カラー図表)などを掲載しています。また、決算説明資料(カラー図表)などは、国内個人投資家、海外投資家への公平開示の視点から、同日中に日本語版と英語版の資料をホームページに掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署(IR・広報室)を設置しています。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	1)当社グループは、「CSRビジョン」を策定し、株主、お客様、従業員などのステークホルダーの立場を尊重するCSR活動を展開しております。 2)当社グループのCSR活動を報告した「CSR報告書2010」を発行し、併せて当社ホームページ上でも公開しております。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の有効性・効率性、財務報告の信頼性、法令等の遵守、資産の保全を目的とし、事業の個性及び特質を踏まえ、次の内部統制体制の構築・運用を行っております。

＜内部統制運営委員会＞

内部統制体制強化のために、業務監査室の管掌役員を委員長とし内部統制に関係する部署の長を委員とする内部統制運営委員会を設置する。内部統制運営委員会は、経営会議からの付託を受け、業務運営が適切な内部統制システムのもとで適正かつ効率的に行われるように各統制分野の情報を交換して各部間の調整を行い、期末又は必要と判断した時点で、経営会議に対し内部統制体制に関する改善等の提言を行う。経営会議では、内部統制運営委員会からの提言を検討して、内部統制体制の整備について取締役会に付議し、取締役会がその決定を行う。

＜統制環境整備＞

当社は、千代田グループ行動規範(後掲)の原則に従い事業活動を行う。適法かつ公正な事業活動の推進、企業としての社会的責任を果たすことを重視したCSR経営をコーポレートレベルで統合的に推進し統制環境を整備するのは、コンプライアンス監理室、社会・環境室、情報セキュリティ・マネージメント室、輸出管理室を傘下に置くCSR総室が担当する。

＜プロジェクト＞

事業の中核であるプロジェクト案件の受注・遂行、リスク管理については、テイクアップ検討会、見積方針検討会、プロポーザル審議会等の自己統制制度を今後も堅持する。加えてコールドアイルビューシステム、プロジェクトオーディット等の内部牽制機能はプロジェクト管理部が担当する。

＜危機管理＞

グループ危機管理体制として、当社危機管理及びリスク管理体制マニュアルに基づき、リスク並びにクライシス対応についてリスクマネージャーとクライシスマネージャーを任命し、恒常的な予防管理と有事の際の対応並びに被害最小化に努める。

＜法令等の遵守＞

労働安全衛生、環境、品質及び輸出管理等を含むコンプライアンスに係るリスクについては、各担当部署において、マニュアルの作成、関係情報の周知徹底、研修の実施等を行う。また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、警察、弁護士等の外部専門機関とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

＜業務情報の保存・管理＞

業務に係る文書その他の情報については、当社の文書取扱規定を始めとする社内規定に従い、適切に保存及び管理を行う。情報セキュリティ・マネージメントについては、国際的に採用されている情報セキュリティ・マネージメントシステムに関する基準に準拠した当社グループの「情報セキュリティ・マネージメントシステム」に沿って、情報資産の適切な取り扱いを行うものとし、その管理は、情報セキュリティ・マネージメント室が担当する。

＜当社グループとしての体制整備＞

当社グループ全体としての業務の適正を確保するために、重要なグループ会社は、当社と統一的考え方に基づき、グループとして整合的な内部統制体制を構築する。具体的には、各社の業態・業務に応じた内部統制運営委員会機能を持つ組織を設置し、コンプライアンス活動・自己統制体制の推進、内部統制環境の継続的な整備・運用の強化に取り組む。

グループ企業について経営管理面のグループ全体としての把握・管理は、グループ企業企画管理部が行う。また、重要なグループ会社の内部監査は、当社と統一した考え方に基づいて実施するために、当社の業務監査室がまとめて実施する。

＜財務報告の適正性を確保するための体制＞

当社は主要なグループ会社とともに、金融商品取引法で求められる財務報告の適正性を確保するため、業務ルールの文書化等所要の内部統制体制を整備し、これに則って日常業務を行うこととする。また、新たなリスクが認識された場合や当該体制に不具合や不備が発見された場合には、速やかに改善を図る。独立的内部監査機関である業務監査室は、日常の業務監査等を通じて各所における統制活動の実態を把握、検証し、必要に応じて改善を指導することによって、全社に亘る財務報告に係る内部統制機能の実効性を確保する。

＜監査役室の設置及び連携体制＞

「監査役室」は監査活動の充実を図るため監査役の職務遂行を補助する専任職員を置く。独立性確保のため、監査役室職員の人事考課は監査役が行い、その異動については監査役会の同意を必要とし、当該職員は当社グループの業務の遂行に係る役職を兼務しない。取締役及び従業員は、監査役会の定めるところに従い、当社グループの内部統制に関わる部門の活動につき、定期的又は重要事項発生の都度に、監査役に報告するものとする。また、監査役の監査の実効性を確保するため、代表取締役は監査役と定期的に会合を持ち、取締役及び従業員から監査役への報告の状況や監査役と内部監査部門等との連携について話し合う。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方については、先述の内部統制体制の構築・運用＜法令等の遵守＞に記載のとおりであり、また、行動規範としては、下記千代田グループ行動規範の第5項に定めたとおりである。整備状況については、反社会的勢力に対して会社として毅然と対峙するための対応統括部署を総務部と決め、不当要求防止責任者を置き、外部専門組織である神奈川県企業防衛対策協議会などと定期的及び随時に連絡をとり、必要情報を得る体制を整備している。また、社内連絡により反社会的勢力への対応方法を指示すると共に、社内研修等での対応準備を進めている。

＜千代田グループ行動規範＞

千代田グループ行動規範は以下のとおりである。

当社グループは、企業活動の基本が社会と顧客からの信頼と共感にあることを認識し、業務遂行の社会的妥当性を確保するため、国内外の法規・国際的取り決め・社内ルール遵守を徹底するとともに、次の原則に従って事業活動を行う。

- 1.常に品質の向上に努力して社会に有用な設備・サービスを提供し、顧客の信頼に応える。
- 2.企業活動に対する社会と顧客の信頼と共感を得るため、透明・自由な競争と公正な取引を実践する。
- 3.株主を始めとするステーク・ホルダー、及び広く社会とのコミュニケーションを図り、企業情報を積極的かつ公正に開示する。
- 4.環境問題への取り組みがエンジニアリング企業グループの活動原点の一つであると認識し、関係諸機関とも協力し合って社会に貢献する。
- 5.反社会的勢力には毅然と対峙し、利益供与は行わない。
- 6.個人及び顧客に関する情報の取扱いに留意し、知的財産権についても、所有者の権利を侵害することなく、適切に取り扱う。
- 7.公私のけじめをつけ、会社の利益に反する行動は行わない。
- 8.全ての人の人権を尊重する。同時に従業員の多様性、人格、個性を尊重するとともに、職場環境の整備により従業員の健康と安全の確保に努める。
- 9.当社グループ経営トップは、本規範に定める精神の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上、関係者へ周知徹底する。また、グループ内外の声を把握し、この遵守事項に反するような事態が発生した時には、経営トップ自らが問題解決にあたる姿勢を表明し、実効ある体制の整備に努める。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

<<当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方について>>

当社は、基本的には、企業価値を高めるとともにIR(投資家向け広報)に努めて、株主の方々に評価してもらうことが重要と考えております。したがって、新株予約権の発行などによる買収防衛策をとることは予定しておりませんが、当社に対して買収提案があった場合には、企業価値の向上・株主共同の利益を判断基準として、当社としての意見表明などの適切な措置をとってまいります。また、当社は、自社による努力はもとより、他社との提携も含めた一層の事業深耕・拡大を追及することにより、企業価値向上を図ることを基本方針としております。このような考えに基づき、平成20年(2008年)3月31日に三菱商事株式会社と資本業務提携を行って協力関係を強化し、更なる企業価値向上をめざすこととしました。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

今後は、既に「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」で述べた内部統制システムの整備と継続的改善に努めて参ります。

# コーポレートガバナンス/内部統制の関係図

